

矢巾町農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和 6 年 8 月

岩手県矢巾町

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

矢巾町は、岩手県のほぼ中央に位置し、東に母なる北上川が流れ、西に町のシンボルである南昌山をはじめとする奥羽山脈の山並みが連なり、県庁所在地である盛岡市の南に隣接する。田園地帯が広がり自然豊かな町である一方、東北エリアの物流動脈である東北縦貫自動車道や国道4号などが通り、東北各県へのアクセス至便という特徴を持っている。基幹産業は稲作中心の農業であるが、その他、高収益作物としてキュウリ、ネギ、ズッキーニ、原木しいたけ、リンゴなどの果樹栽培も盛んである。 このような中、本町は将来の新エネルギー導入に向けた基本理念や基本方針、実現可能性の高いプロジェクトの計画や推進体制の構想を盛り込んだ「矢巾町新エネルギービジョン」を平成14年度に策定し、新エネルギー施策の取組を進めてきた。その後、平成23年には、実効性の高い新エネルギーの導入を基本方針として改訂版を作成したが、重点プロジェクトとして木質バイオマス燃料利活用の推進を掲げ現在に至っている。 また、地球規模で化石燃料の大量消費による温室効果ガス発生による地球温暖化の問題から、国においても2050年には温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させるカーボンニュートラルを目指す旨を表明している。 町では、令和2年9月に「矢巾町気候非常事態宣言」を行い、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及拡大に努めることとし、令和4年6月には「ゼロカーボンシティ」を表明して脱炭素に向けた取組を加速させている。 このような現状を踏まえ、地域の間伐材由来の木質バイオマス燃料を主エネルギー源とした木質バイオマス発電を行うことにより、これまで地域で利用されず山林に放置されていた未利用材の活用のほか、新たな地元雇用の創出及び農林業の活性化、さらには地域内でのエネルギー循環利用の促進を目指すものとする。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	地目	面積（㎡）	備 考
矢巾町大字煙山第2地割 78番1	畑	4,595 ㎡ (FIT 申請の発電設備面積に準拠)	木質バイオマス発電施設

3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
木質バイオマス発電	1,990KW	木質バイオマス燃料専焼

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ統合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に係る事項

該当区域なし

5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する 農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容	備 考
木質バイオマス発電事業者が、燃料として地域の山林未利用材を長期的かつ安定的に購入することで、林業者の所得向上並びに以下の取組の推進に寄与する。 (1) 適切な間伐等による森林整備とともに、未利用材等を循環可能な資源として活用することで、森林が持つ公益的・多面的機能の向上を図る。 (2) 木質チップ加工等の発電に関する産業を通じて、雇用の創生、地域の活性化を図る。 (3) 国産肥料としての草木灰の活用の検討を図り、地域農業へ貢献する。 (4) 地域内でのエネルギー循環利用の促進に向けた取組を検討する。	

6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギーの電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じて環境の調査、検査等を行い、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

出力1,990 kWの木質専焼のバイオマス発電設備を導入することにより、100%国産材由来の木質燃料を年間約3万 t 使用する。また、間伐・皆伐施業時の枝葉やタンコロなどといった林地残材や製材所由来のバーク（木皮）などの未活用資源を積極的に回収し、年間1.5万 t の利用を目指す。

発電施設や燃料供給施設などのほか、運搬や素材生産など関連事業体を含め、10名超の新規雇用創出を目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況、農林業の健全な発展に資する取組内容等）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認する。目標が達成されない場合、その原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了した際は、設備整備事業者が直ちに発電設備の撤去及び土地の原状回復を行う義務を負い、撤去及び原状回復に係る費用を全額負担することとする。設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について、地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

9 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10 農林漁村の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関するその他事項

(1) ホームページによる調和

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施されることが確実であることを確認する。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告及び是正の指導に伴うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本町及び設備整備事業者は、本町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。